「海田町精神障害者通院医療費支給制度」について

海田町では，自立支援医療（精神通院）を受給される方の自己負担分の全額補助を行ってきましたが，医療機関の増加や社会環境の変化により，必要な医療を受けやすくなってきたことから，令和8年3月末の診療分をもって，この制度を終了します。

今後は，地域で安心して自立した生活が続けられるよう，「海田町障がい者基幹相談支援センター」を設置（令和 7 年 4 月 1 日開設）し，相談支援体制の強化を図りますので，お気軽にご相談ください。場所や連絡先など詳細については，3 月中に受給者の皆様に郵送する予定です。

H13 年　制度開始時

町内に通える医療機関がなく，相談できる場所が限られていました。

現在

医療機関も増え，必要な医療を受けやすくなった一方，福祉のニーズが多様化し，サービスの選択も難しくなってきました。

これから

地域で安心して暮らせるよう，医療機関と連携しながら，相談支援体制の強化を図ります。

令和8年4月1日以降　診療分の自己負担について

自立支援医療（精神通院）制度により，通院医療費の自己負担は原則1割となりますが，世帯の所得に応じて負担上限月額が決められています。ご自身の負担上限月額については受給者証をご確認ください。また，実際にかかる医療費目安については，「自己負担上限額管理票」を参考にしてください。（「自己負担上限額管理票」を利用されていない方は，医療機関等にご確認ください。）

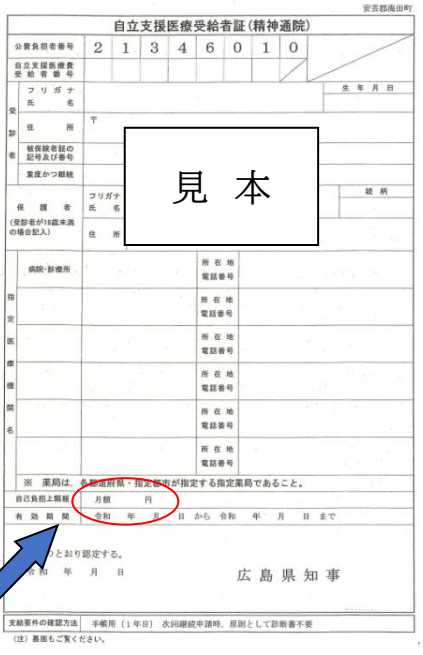

医療費負担のイメージ

医療保険（7 割）	自立支援医療 （医療費-医療保険 -自己負担）

自己負担額

（1 割もしくは負担上限月額のいずれかの低い額）

【お問い合わせ】 海田町社会福祉課　障がい福祉係　 TEL(082)823-9207　FAX(082)823-9627